

岡崎市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が郵便入札を実施するにあたり、岡崎市契約規則（平成22年3月16日岡崎市規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 郵便入札を実施する場合は、この要領で定めるもののほか、岡崎市指名競争入札実施要綱の規定を準用する。

(入札の通知)

第3条 郵便入札において入札を実施するときは、岡崎市指名競争入札実施要綱第7条で定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を掲載し、通知する。

- (1) 入札書の到達期限
- (2) 入札書の送付先
- (3) その他郵便入札の実施にあたって必要な事項

(入札書の郵送方法)

第4条 郵便入札における入札参加者（以下、「入札参加者」という）は、入札書等を作成の上、封かんし、その封筒を郵送用の封筒に入れ、入札書の到達期限までに、入札書の送付先に到達するように郵送するものとする。

2 入札参加者は、前項により入札書等を郵送する場合は、一般書留郵便や簡易書留郵便等の郵便配達状況が確認できる方法によって郵送するものとする。

(入札書の保管等)

第5条 発注担当課長は、入札参加者から前条の規定による郵便物が到達したときは、開札日まで厳重に保管しなければならない。

2 前項の郵便物のうち、入札書等の封かんされた封筒は、訂正又は差し替えをすることができない。

(開札)

第6条 開札は、指名通知等に記載した日時に、速やかに実施する。

2 前項の開札には、当該入札事務に関係のない職員が、1名以上立ち会わなければならない。

(失格)

第7条 岡崎市指名競争入札実施要綱で定める事項のほか次の各号の一に該当する入札は失格とし、当該入札に参加することができない。

- (1) 入札日時までに送付先に到達しない入札
- (2) 明らかに不適正と認められる入札

(くじ)

第8条 開札の結果、落札となる価格の入札者が2者以上いる場合は、くじにより、落札者を決定するものとする。

2 くじの実施にあたって、入札参加者は、くじ用数値として、3桁以内の任意の数値を1つ決定するものとする。入札参加者がくじ用数値を決定できない場合、その数値は999とする。

3 くじの実施の手順は、次のとおりとする。

- (1) 同価格の入札者のくじ番号として、同価格の入札者の岡崎市入札参加者名簿における業者番号の昇順で、0番から順に付与するものとする。
- (2) くじ番号の付与の後、次の算式により、その余りを算出する。
同価格の入札者の各くじ用数値の合計 ÷ 同価格の入札者の数
- (3) 前号で算出した余りと一致したくじ番号の付与された入札者を、落札者とする。

4 前項の手順により、くじを実施できない場合は、当該入札に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。

(再度入札)

第9条 郵便入札において、初度の入札で落札者が決定しない場合は、再度入札を実施することができ

る。再度入札を実施する場合、入札参加者に対して、初度の入札の最低入札価格と、再度入札の到達期限を直ちに通知する。

2 前項における再度入札は、1回限りとする。

(入札の延期等)

第10条 郵便入札の実施の際に、災害等による郵便の遅延が発生し、郵便入札の実施が困難であると認められる場合は、郵便入札の中止又は延期をすることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年8月1日から施行する。